

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	18	公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 1 6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。			2 6市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。			
現況				調整理由・課題			
1 市町村の現況							
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・合併特例法第16条第8項において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとされているため。 【課題】 ・商工会議所又は商工会、農業協同組合、森林組合等においては、地域的特性、歴史的経過、各団体が抱える課題に十分配慮する必要があり、それぞれ各団体間での協議が優先されるべきものと考えられ、その動向を見定めながら統合に向けて調整を図っていく必要がある。
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市自治会連合会 ・婦人消防クラブ ・渋川市消防団 ・納税組合 ・渋川市国際交流協会 ・(財)渋川市公共施設管理公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町区長会 ・伊香保町消防団 ・伊香保町国際交流協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村消防団 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村自治会長連絡協議会 ・子持村婦人火災予防隊 ・子持村消防団 ・子持村防犯委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村区長会 ・赤城村消防団 ・赤城村在留外国人の会「さくらクラブ」 ・赤城村公共施設管理公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村区長会 ・婦人火災予防隊 ・北橋村消防団 	
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・渋川市交通安全会 ・渋川市環境衛生推進協議会 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・伊香保町交通安全会 ・伊香保町環境美化推進協議会 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・小野上村交通安全会 ・小野上村衛生組合 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・子持村交通安全会 ・子持村衛生組合 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・赤城村交通安全会 ・赤城村保健衛生組合 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川交通安全協会 ・北橋村交通安全会 ・北橋村衛生組合 ・渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 ・渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川市保護司会 ・渋川市民生委員児童委員協議会 ・渋川市人権擁護委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部渋川市地区 ・群馬県共同募金会渋川支会 ・渋川市更生保護婦人会 ・部落解放同盟渋川支部 ・部落解放運動連合会渋川支部 ・渋川市身体障害者更生会 ・渋川市遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子会 ・(社)渋川市社会福祉協議会 ・(社)渋川市シルバー人材センター ・渋川市老人クラブ連合会 ・渋川市母子保健推進員会 ・渋川市食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川北群馬保護区保護司会伊香保支部 ・伊香保町民生委員児童委員協議会 ・伊香保町人権擁護委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部伊香保町区分 ・群馬県共同募金会伊香保町分会 ・伊香保町更生保護婦人会 ・伊香保町遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子会 ・(社)伊香保町社会福祉協議会 ・(社)伊香保町シルバー人材センター ・伊香保町老人クラブ連合会 ・伊香保町母子保健推進員会 ・伊香保町食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川北群馬保護区保護司会小野上支部 ・小野上村民生委員児童委員協議会 ・小野上村人権擁護委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部小野上村区分 ・群馬県共同募金会小野上村分会 ・小野上村更生保護婦人会 ・小野上村遺族会 ・傷痍軍人会 ・郷友会 ・母子会 ・(社)小野上村社会福祉協議会 ・(社)小野上村シルバー人材センター ・小野上村老人クラブ連合会 ・小野上村母子保健推進員会 ・小野上村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川北群馬保護区保護司会子持支部 ・子持村民生委員児童委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部子持村区分 ・群馬県共同募金会子持村分会 ・子持村更生保護婦人会 ・部落解放同盟子持支部 ・身体障害者自立更生会 ・子持村遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子会 ・(社)子持村社会福祉協議会 ・(社)子持村シルバー人材センター ・子持村老人クラブ連合会 ・子持村母子保健推進員会 ・子持村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川北群馬保護区保護司会赤城支部 ・赤城村民生委員児童委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部赤城村区分 ・群馬県共同募金会赤城村分会 ・赤城村更生保護婦人会 ・赤城村身体障害者更生会 ・赤城村北地区遺族会 ・赤城村南地区遺族会 ・傷痍軍人会 ・郷友会 ・母子会 ・(社)赤城村社会福祉協議会 ・(社)赤城村シルバー人材センター ・赤城村老人クラブ連合会 ・赤城村母子保健推進員会 ・赤城村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川北群馬保護区保護司会 ・渋川北群馬保護区保護司会北橋村支部 ・北橋村民生委員児童委員協議会 ・日本赤十字社群馬県支部北橋村区分 ・群馬県共同募金会北橋村分会 ・北橋村更生保護婦人会 ・身体障害者福祉団体 ・北橋村遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子会 ・(社)北橋村社会福祉協議会 ・(社)北橋村シルバー人材センター ・北橋村老人クラブ連合会 ・北橋村母子保健推進員会 ・北橋村食生活改善推進員連絡協議会 	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		18 公共的団体等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題
現			況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
保健福祉専門部会						<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村成人病対策推進協議会 ・北橋村精神保健協議会
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・土地改良区(五輪平・行幸田北部) ・群馬用水渋川管理区 ・北群渋川農業協同組合 ・渋川商工会議所 ・渋川市観光協会 ・渋川市くらしの会 ・渋川地区物産振興協会 ・渋川地区危険物安全協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・北群渋川農業協同組合 ・伊香保町商工会 ・伊香保温泉観光協会 ・渋川地域食品衛生協会伊香保地区会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・北群渋川農業協同組合 ・小野上村商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・群馬用水子持管理区 ・北群渋川農業協同組合 ・子持村商工会 ・子持村観光物産協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村森林組合 ・土地改良区(赤城西麓・横野) ・持柏木土地改良区(H16設立予定) ・群馬用水赤城管理区 ・赤城橋農業協同組合 ・赤城村農業集落排水事業連絡協議会 ・赤城村商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村森林組合 ・赤城西麓土地改良区 ・県営富士見・北橋土地改良区 ・群馬用水北橋管理区 ・赤城橋農業協同組合 ・北橋村商工会
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町土地開発公社 		<ul style="list-style-type: none"> ・子持村土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村土地開発公社
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市小中学校PTA連合会 ・渋川市子ども会育成連合会 ・渋川市連合婦人会 ・渋川市文化協会 ・渋川市体育協会 ・渋川市スポーツ少年団 ・渋川市スポーツレクレーション協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町小中学校PTA連絡協議会 ・伊香保町保育園保護者会 ・伊香保町子ども会育成連絡協議会 ・伊香保町高等学校保護者等連絡協議会 ・伊香保町婦人会 ・伊香保町文化協会 ・伊香保町体育協会 ・伊香保町スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村幼・小・中PTA連絡協議会 ・小野上村子ども会育成団体連絡協議会 ・小野上村高等学校保護者等連絡協議会 ・おのがみレディースクラブ(婦人会) ・小野上村文化協会 ・小野上村体育協会 ・小野上村スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村PTA連絡協議会 ・子持村子ども会育成会連絡協議会 ・子持村女性団体連絡協議会 ・子持村文化協会 ・子持村体育協会 ・子持村シェアスポーツクラブ ・スポーツクラブ連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村小中学校PTA連絡協議会 ・赤城村幼稚園PTA連絡協議会 ・赤城村子ども会育成会連絡協議会 ・赤城村婦人会 ・赤城村文化協会 ・若者を育てる会 ・赤城村体育協会 ・赤城村スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村小中学校PTA連合会 ・北橋村子ども会育成連絡協議会 ・若妻会 ・北橋村婦人団体連絡協議会 ・北橋村文化協会 ・北橋村体育協会 ・北橋村スポーツ少年団

協議項目	18 公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目	調整理由・課題
現		況	
<p>2 市町村合併に係る公共的団体等の取扱い</p> <p>(1)公共的団体の定義 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>(2)「公共的団体等の取扱い」として協議するもの 団体の設置について市町村の意思が関与しているもの 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 市町村の事業に大きく関与しているもの</p> <p>(3)主な公共的団体 社会福祉協議会の取扱い 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、1又は2以上の市町村に置かれると規定されていることから、合併に伴いその統合を行う必要がある。</p> <p>商工会議所、商工会の取扱い 商工会議所の地区は、原則として市の区域だが、商工会議所法第8条の2に市町村の廃置分合に伴う地区の特例が規定されており、商工会議所の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするための定款変更までの間や解散までの間は、従前の区域とするものとされている。商工会についても同様商工会法第8条に特例が定めてある。しかし、いずれにしても、できるだけ速やかに統合に向けた取り組みに努めることが求められている。</p>		<p>シルバー人材センターの取扱い シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の規定により市町村(必要と認められる場合は2以上の市町村)の区域ごとに一つを市町村が指定することとされていることから、民法上の公益法人に関する手続きによりその統合を行う必要がある。なお、統合に伴う国庫補助金の激変緩和措置が設けられている。</p> <p>土地開発公社の取扱い 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により、一地方公共団体又は複数の地方公共団体で一公社を設けることが原則とされているので、市町村の合併に伴って2以上の土地開発公社が存在する場合、その統廃合について検討する必要がある。統廃合の方法としては、(1)B町土地開発公社を解散するとともに、A市土地開発公社を定款変更によりC市土地開発公社にする方法と、(2)B町土地開発公社とA市土地開発公社を解散して、新しくC市土地開発公社を設立する方法が考えられるが、実務的には(1)の方法が比較的簡便であると考えられる。</p> <p>その他公共的団体の取扱い 合併特例法第16条第8項において、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併にさいしては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務を定めている。</p>	
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等) 第16条 (第1項～第6項省略) 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄) (公共団体等の監督) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <p>商工会議所法(抜粋) (地区) 第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又はは商工会の地区と重複するものであってはならない。 (市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。</p>		<p>商工会法(抜粋) (地区) 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。 (市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。</p> <p>社会福祉法(抜粋) (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会) 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	18 公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目			調整理由・課題
現			況		
3 先進地事例					
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市	
<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>2 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>4 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>		<p>共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする(新市において再び加入する)</p>		<p>1 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。</p> <p>国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>2 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。</p> <p>志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。</p>	
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市	
<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。</p> <p>1 両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。</p> <p>具体的な調整内容</p> <p>1 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>		<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>	